

5 類移行後の対応について (その他)

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府の基本的対処方針に沿って、県は様々な対策や要請を行ってきたが、基本的対処方針は廃止され、5月8日から感染症法に基づく対応に移行

5月8日以降の主な変更点

分類	2類相当	5類
	現行	5月8日～
基本的感染対策の実施 <small>〔マスクの着用・手指衛生〕 換気・三密の回避等</small>	基本的対処方針に沿って 一律に様々な要請を実施	個人の選択を尊重し、 自主的な取組に移行
事業者に関する取組	業種別ガイドラインに従って取組	業種別ガイドラインは廃止 事業者の判断で自主的な取組に移行
第三者認証制度	業種別ガイドラインに基づき 県が認証	業種別ガイドラインの廃止に伴い、 第三者認証制度も廃止
イベントの制限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方 感染防止策等チェックリストの作成・公表	条件なし
県民の皆様へのお願い	特措法に基づく要請や県民への協力依頼 を感染状況に応じて随時発出	廃止 (必要に応じて一般的な協力依頼等を実施)

※特措法上の緊急事態宣言等もできなくなります